

地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員に係る現行制度について

	臨時・非常勤職員			任期付職員 (任期付法3条・4条・5条)
	①特別職非常勤職員 (法3条3項3号)	②一般職非常勤職員 (法17条)	③臨時的任用職員 (法22条2項・5項)	
	主に特定の学識・経験を必要とする業務	補助的な業務	緊急・臨時の業務	本格的業務
任 期	原則1年以内 (再度の任用はあり得る) (通知)	原則1年以内 (再度の任用はあり得る) (通知)	6月以内 更新は1回限り(最長1年) (再度の任用はあり得る) (法22条)	3年以内又は5年以内 (4条及び5条について、 再度の任用はあり得る) (任期付法6条)
勤 務 時 間	フルタイム又は短時間勤務			
給 与	常勤の職員には給料と手当を、非常勤の職員には報酬と費用弁償を支給 (地方自治法203条の2、204条)			給料と手当を支給 (地方自治法204条)
種 類 別 数 (平成28年4月現在)	約22万人 (主な内訳) 相談員、研究員、館長等 6.9万人 一般事務職員 5.0万人	約17万人 (主な内訳) 一般事務職員 4.3万人 保育士等 2.9万人	約26万人 (主な内訳) 一般事務職員 6.6万人 保育士等 5.1万人 教員・講師 5.7万人	約1.2万人 (内訳) 3条(専門的知識等)2千人 4条(時限的な職) 4千人 5条(短時間勤務) 6千人

- ※ 臨時・非常勤職員の数については、1週間当たりの勤務時間が19時間25分以上で、任用期間が6ヶ月以上(見込みを含む)である者。
 ※ 平成28年4月の任期付職員の数のうち、東日本大震災に係る復旧・復興の業務に従事する採用者数は約2千人。
 ※ 「法」とは地方公務員法、「任期付法」とは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律をいう。

【参考 臨時・非常勤職員及び任期付職員数の推移】

	平成17年4月1日現在	平成20年4月1日現在	平成24年4月1日現在	平成28年4月1日現在
臨時・非常勤職員	約45万6,000人	約49万8,000人	約59万9,000人	約64万3,000人
任期付職員	約1,000人	約2,000人	約6,000人	約1万2,000人

臨時・非常勤職員の任用根拠に関する条文（地方公務員法）

○地方公務員法(抄)(昭和二十五年法律第二百六十一号)

特別職非常勤職員の任用根拠

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第三条 1及び2(略)

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一・二 (略)

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四～六 (略)

(この法律の適用を受ける地方公務員)

第四条 この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員に適用する。

2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。

一般職非常勤職員の任用根拠

(任命の方法)

第十七条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。

2～5 (略)

臨時的任用職員の任用根拠

(条件附採用及び臨時的任用)

第二十二條 (略)

2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

3～7 (略)

臨時・非常勤職員の給付に関する条文（地方自治法）

○地方自治法(抄)(昭和二十二年法律第六十七号)

非常勤職員に対する給付

(報酬及び費用弁償)

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

2 (略)

3 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 (略)

常勤職員に対する給付

(給料、手当及び旅費)

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員(教育委員会にあつては、教育長)、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)又は退職手当を支給することができる。

3 (略)

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査（概要）①

- これまで平成17年、20年、24年に実態調査を実施。今般、平成28年4月1日現在で、平成26年7月の総務省通知※のフォローアップを含めた実態調査を実施。

※ 平成26年7月4日付総行公第59号「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」

【対象団体】都道府県、指定都市、市区町村等（一部事務組合等を含む）

【対象職員】任用期間が6か月以上又は6か月以上となることが明らかであり、かつ1週間当たりの勤務時間が19時間25分以上の職員

1-1. 臨時・非常勤職員の総数（任用根拠別・勤務時間別）

- 臨時・非常勤職員の数は、全国で約64万人。平成24年から約4万4千人増加。
- ▶ 任用根拠別では、特別職非常勤職員から一般職非常勤職員への移行等に伴い、特別職が約1万人減少する一方、一般職は約4万人増加。
 - ▶ 勤務時間別では、フルタイム約20万人(31.5%)、フルタイムの4分の3超約21万人(31.9%)、フルタイムの4分の3以下約24万人(36.6%)。

(単位：人)

区分	計	(参考)平成24年との比較					
		フルタイム	3/4超※ ⁴	3/4以下※ ⁵	増減数	増減割合	
総数	643,131	202,764	205,118	235,249	44,154	7.4%	
任用根拠別	特別職非常勤職員※ ¹	215,800	18,495	93,870	103,435	▲10,804	▲4.8%
	一般職非常勤職員※ ²	167,033	31,599	66,542	68,892	39,643	31.1%
	臨時的任用職員※ ³	260,298	152,670	44,706	62,922	15,315	6.3%

※¹ 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員若しくはこれらの者に準ずる者として任用されている者

※² 一般職として期限付任用されている者（一般的に地方公務員法第17条に基づく任用とされている者）

※³ 地方公務員法第2条第2項又は第5項に基づき臨時的任用されている者

※⁴ 1週間あたりの勤務時間が常勤職員の4分の3を超え、かつ、フルタイム未満の者

※⁵ 1週間あたりの勤務時間が常勤職員の4分の3以下の者

※⁶ H24調査結果については、計上誤りを修正した数値を用いている。

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査（概要）②

1-2. 性別

○ 臨時・非常勤職員の全体の約4分の3を女性が占めている。

女性 481,596人（74.9%） 男性 161,535人（25.1%）

1-3. 代表的な職種別（勤務時間別）

○ 代表的な職種別では、事務補助職員が約10万人と最も多く、次いで教員・講師が約9万人、保育所保育士が約6万人、給食調理員が約4万人と続いて多い職種となっている。

（単位：人）

区分	計	勤務時間別			構成比
		フルタイム	3/4超	3/4以下	
事務補助職員	100,892	36,770	31,066	33,056	15.7%
教員・講師	92,494	53,580	13,761	25,153	14.4%
(義務教)	(59,161)	(32,300)	(9,329)	(17,532)	(9.2%)
(義務教以外)	(33,333)	(21,280)	(4,432)	(7,621)	(5.2%)
保育所保育士	63,267	25,112	20,735	17,420	9.8%
給食調理員	37,985	11,238	12,890	13,857	5.9%
図書館職員	16,484	3,507	6,340	6,637	2.6%
看護師	16,167	4,581	6,703	4,883	2.5%
清掃作業員	7,541	3,305	2,472	1,764	1.2%
消費生活相談員	2,203	212	952	1,039	0.3%

国家公務員の臨時・非常勤職員について

区 分	① 期間業務職員 (人事院規則8-12)	② その他の非常勤職員 (人事院規則8-12)	③ 臨時的任用職員 (国公法60条)
任 期	業務遂行に必要かつ十分な任期を定めて採用(採用の日から当該採用の日の属する会計年度の末日以内) (人規8-12 第4条、第46条の2第1、3項)	業務遂行に必要かつ十分な任期を定めて採用することができる (人規8-12 第46条の2第4項)	6月以内 更新は1回限り(最長で合計1年) (国公法第60条) ※常勤官職に欠員を生じた場合であって、緊急の場合、臨時の官職に関する場合等に限定 (人規8-12 第39条第1項)
勤務時間	常勤職員の4分の3を超える時間※1 (人規15-15第2条)	短時間勤務※2 (人規15-15第2条)	フルタイム(1週間当たり38時間45分) (勤務時間法第5条)
給 与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で支給(給与法第22条第2項) ・ 基本となる給与の他、通勤手当に相当する給与を支給する。 ・ 期末手当に相当する給与を支給をするよう努める。 <p style="text-align: center;">(人事院通知「非常勤職員の給与に関する指針」) ※委員等を除く。</p>		俸給・手当を支給 (一般職給与法第4条等)
職員数 (H28.7現在)	約3.0万人	約11.5万人	非公表

※1 1日につき7時間45分を超えず、かつ、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超え、38時間45分を超えない範囲内。

※2 常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内。

【非常勤職員に対する給付の在り方】 国の制度

○一般職の職員の給与に関する法律(抄) (昭和25年4月3日法律第95号)

(非常勤職員の給与)

第22条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)については、勤務一日につき、三万四千二百円(その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあつては、十万円)を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。

2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。

3 (略)

○一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与について

(平成20年給実甲第1064号)(人事院事務総長発)

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第22条第2項の非常勤職員に対する給与の支給について、下記のとおり指針を定めたので、これを踏まえて給与の適正な支給に努めてください。

なお、これに伴い、給実甲第83号(非常勤職員に対する6月及び12月における給与の取扱いについて)は廃止します。

記

1 基本となる給与を、当該非常勤職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級(当該職務の級が2以上ある場合にあつては、それらのうち最下位の職務の級)の初号俸の俸給月額を基礎として、職務内容、在勤する地域及び職務経験等の要素を考慮して決定し、支給すること。

2 通勤手当に相当する給与を支給すること。

3 相当長期にわたって勤務する非常勤職員に対しては、期末手当に相当する給与を、勤務期間等を考慮の上支給するよう努めること。

4 各庁の長は、非常勤職員の給与に関し、前3項の規定の趣旨に沿った規程を整備すること。

「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会」(概要)

1. 趣 旨

地方公共団体においては、多様化する行政ニーズに対応するため、任期の定めのない常勤職員を中心としつつ、臨時・非常勤職員、任期付職員などの多様な任用・勤務形態が活用されている。

臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等については、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保できるよう、平成26年7月の公務員部長通知で改めて留意すべき事項を示し、各地方公共団体において取扱いを再度検証した上、必要な対応を図るよう要請している。

今般、この通知のフォローアップを含めた調査を実施しており、その結果や関連する新たな動きを踏まえ、臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方について検討を行う。

2. 構成員

【座長】 高橋 滋 (法政大学法学部教授(行政法))

【委員】 伊藤 正次 (首都大学東京大学院社会科学部教授(行政学))

大橋 真由美 (成城大学法学部教授(行政法))

川田 琢之 (筑波大学ビジネスサイエンス系教授(労働法))

小杉 礼子 (独立行政法人 労働政策研究・研修機構特任フェロー(非正規労働))

中村 貴子 (久喜市総務部副部長)

布山 祐子 (日本経済団体連合会労働法制本部上席主幹)

人羅 格 (毎日新聞社論説委員)

八重樫 高明 (東京都総務局人事部制度企画課長)

安永 貴夫 (日本労働組合総連合会副事務局長)

3. スケジュール

第1回 (7月26日) 現行制度の概要、これまでの経緯等の説明、研究会の進め方

第2回 (8月9日) 地方公共団体からヒアリング

(東京都、愛知県東浦町、神奈川県逗子市)

第3回 (8月31日) 水町勇一郎教授(東京大学社会科学研究所(労働法)、同一労働同一賃金の実現に向けた検討会(厚生労働省・一億総活躍推進室)委員)、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部、経団連からヒアリング

第4回 (9月13日) 国及び地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査結果の報告

第5回 (9月26日) 職員団体からヒアリング、論点整理

第6回 (12月5日) 論点(案)について議論

第7回 (12月12日) 報告書(案)について議論

第8回 (12月22日) 内閣官房働き方改革実現推進室からヒアリング、報告書のとりまとめ

第9回 (平成29年2月28日) 報告書のフォローアップ

地方公務員における臨時・非常勤職員の現状と課題

(「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会」報告書のポイント)

地方公務員における臨時・非常勤職員の現状

特別職 (地方公務員法非適用)	首長、議員、委員等	
	特別職非常勤職員	22万人
一般職 (地方公務員法適用)	臨時的任用職員	26万人
	一般職非常勤職員	17万人

- ◆ 厳しい地方財政の状況が継続する中、教育、子育てなど増大し多様化する行政需要に対応するため、地方公務員における臨時・非常勤職員数は増加。
H17 45.6万人 → H20 49.8万人 → H24 59.9万人 → H28 64.3万人
(事務補助 約10万人、教員・講師 約9万人、保育士 約6万人、給食調理員 約4万人、図書館職員 約1.7万人など、幅広い分野で活用)
- ◆ これまでも平成26年総務省通知等により助言を行ってきたが、地方公共団体によっては制度の趣旨に沿わない任用が行われており(課題1・2)、また、処遇上の課題(課題3)もある。

<任用上の課題>

【課題1】

通常の事務職員も「特別職」で任用

「特別職」・・・本来、専門性が高い者等

※ 特別職には、守秘義務、政治的行為の制限などの公共の利益保持に必要な諸制約が課されていない(地方公務員法非適用)

【課題2】

採用方法等が明確に定められていないため、一般職非常勤職員としての任用が進まない

※ 一般職非常勤職員として任用すること自体に疑問を持つ自治体もあり

<処遇上の課題>

【課題3】

労働者性の高い非常勤職員に期末手当の支給ができない

※ 国家公務員の非常勤職員は支給可能

※ 民間では「同一労働同一賃金」に向けた検討が行われている

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の概要

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の3類型）について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備する。

1. 地方公務員法の一部改正【適正な任用等を確保】

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加（⑰45.6万人→⑳49.8万人→㉔59.9万人→㉖64.3万人）しているが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、以下の改正を行う。

（1）特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

- ① 通常の事務職員等であっても、「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「学識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化する。
- ② 「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化する。

（2）一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化する。

2. 地方自治法の一部改正【会計年度任用職員に対する給付を規定】

地方の非常勤職員については、国と異なり、労働者性が高い者であっても期末手当が支給できないため、上記の適正な任用等の確保に伴い、以下の改正を行う。

- 会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備する。

【施行期日】 平成32年4月1日

会計年度任用職員の任期等について ①

改正地方公務員法

(会計年度任用職員の採用の方法等)

第二十二條の二 (略)

2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

3～7 (略)

「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会報告書」(平成28年12月)(抄)

IV 一般職非常勤職員制度の新たな仕組みの整備

1 募集・採用・任用等 ①～② (略)

③ 任期については、ア)臨時的任用が最長1年以内であり、「臨時の職」はおおむね1年以内の存続期間を有するものとされていること、イ)基本的に毎年度の予算で職の設置について査定され定員管理上も条例で定める定数の対象外であることから、採用日の属する会計年度末まで(最長1年)とすべきである。

なお、この場合であっても、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て再度任用されることはありうるものである。

2～6 (略)

7 再度の任用

①～④ (略)

⑤ 以上のとおり、再度の任用の取扱いについては、今回の制度の改正等に伴いこれまでの取扱いが変わるものではないことに留意する必要がある。

次ページに続く

会計年度任用職員の任期等について ②

改正地方公務員法

(会計年度任用職員の採用の方法等)

第二十二條の二 1～5 (略)

6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

7 (略)

「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会報告書」(平成28年12月)(抄)

IV 一般職非常勤職員制度の新たな仕組みの整備

7 再度の任用

①～③ (略)

④ (中略)任期については、基本的に各地方公共団体において判断されるべきものであるが、退職手当や社会保険料等の負担を回避するために空白期間を設けることは、本来、業務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるべきという観点からすれば、明らかに不適切である。また、任用されていない者を事実上業務に従事させることについては、当該者が不利益を被る問題に加え、必要な守秘義務等が課せられず、個人情報取り扱いなどの面で公務上重大な問題を生じるおそれがあることに留意する必要がある。さらに、このような空白期間を置くことを直接求める規定は、地公法をはじめとした関係法令において存在しない。

一般職非常勤職員の任期については、任用されていない者が事実上業務に従事することがないように、あくまで職員に従事させようとする業務の遂行に必要な期間を考慮して適切に定めることが必要であることについて、立法的な対応を検討するか、あるいは、通知等において明確に示し、各地方公共団体の適切な対応を求めるべきである。

⑤ (略)

法改正後の「会計年度任用職員制度」の導入等に係るスケジュール(想定)

